

電子公告規則、公布

制度調査部
横山 淳

【要約】

2005年1月13日、法務省は電子公告制度の導入に伴う法務省令を公布した。

法務省令では、電子公告の方法（インターネットのホームページ上に掲載）や、実際に公告ホームページに掲載された内容のチェック手続（電子公告調査手続）の詳細について定めている。

今回の法務省令は、電子公告制度導入に関する改正商法に合わせて2005年2月1日から施行される。

目次

はじめに.....	2
1. 「電子公告」.....	2
(1) 「電子公告」の方法.....	2
(2) 「電子公告」の登記.....	3
2. 電子公告の調査機関.....	4
(1) 「調査機関」とは.....	4
(2) 「調査機関」の登録手続.....	4
3. 調査機関による電子公告調査手続.....	5
(1) 電子公告調査の委託.....	5
(2) 電子公告調査を行うことができない場合.....	6
(3) 法務大臣への報告.....	6
(4) 電子公告調査方法.....	7
(5) 調査結果通知.....	7
4. 調査機関に関するその他の細則.....	9
(1) 「業務規程」の制定等.....	9
(2) 帳簿等の作成・保存.....	9
(3) 業務の休廃止の届出.....	10
5. 債権者保護手続の公告事項.....	10
6. 施行日.....	11

はじめに

2005年1月13日、法務省は電子公告制度に関する次の二つの法務省令を公布した¹。

電子公告に関する規則（新設。以下、電子公告規則）

商法施行規則の一部を改正する省令（以下、改正商法施行規則）

これらの法務省令は、主に2004年6月9日に公布された「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」（以下、改正商法）により導入される電子公告制度の細目を定めるものである²。

「電子公告制度」とは、企業が「公告ヲ為ス方法」として、従来の「官報」による公告、「日刊新聞紙」による公告に加えて、新たにインターネットのホームページを利用した公告方法を認めようというものである³。

法務省では、これらの省令の原案を2004年9月14日に公表し、それに対する意見を2004年10月15日まで求めていた。その際に寄せられた意見なども踏まえ、今回、最終的な法務省令が制定されたのである。なお、最終的な法務省令は、若干の語句修正などがあるものの、基本的には当初案から大きな変更はない。

これらの法務省令の主要部分は、「電子公告」制度導入の改正商法の施行日と合わせて2005年2月1日に施行される⁴。

1. 「電子公告」

(1) 「電子公告」の方法

「電子公告」とは、改正商法上、「電磁的方法ニシテ法務省令ニ定ムルモノニ依リ不特定多数ノ者ガ其ノ公告スベキ内容タル情報ノ提供ヲ受ケルコトヲ得ベキ状態ニ置ク措置ヲトルコト」と定められている（改正商法166）。

つまり、「電子公告」とは、公告すべき情報を、法務省令が定める「電磁的方法」を用いて、不特定多数の者がアクセス可能な状態に置くことだということができる。

今回の改正商法施行規則では、「電磁的方法」を次のように定めている（改正商法施行規則案10）。

会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電子通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法であつて、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するもの

¹ 官報第4011号に掲載されている。

² 電子公告制度関係以外の改正も一部含まれているが、それについては別稿で紹介したい。

³ 電子公告の詳細については、拙稿「電子公告の商法改正法案」（2004年3月9日付DIR制度調査部情報）参照。

⁴ 法律では、施行日を公布日（2004年6月9日）から「1年を超えない範囲内において政令で定める日」と定めていた（改正商法附則1）。具体的な施行日は、2004年12月3日に公布された「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」2005年2月1日が予定されているようである。

これはつまり、インターネットに接続されたサーバ(自動公衆送信装置)を利用して、ウェブサイト(ホームページ)からのダウンロード等により、公告すべき情報を閲覧させる方法を意味している⁵。

更に言い換えれば、「電子公告」とは、誰でもがアクセスできるインターネットのホームページで公告を行うもの、ということができるだろう。

(2) 「電子公告」の登記

電子公告を導入するためには、次の手続が必要とされる(改正商法 166、188)。

「電子公告」を公告方法とする旨の定款規定の整備
必要事項の登記

既存の会社が「電子公告」を採用するためには、まず、株主総会の特別決議によって、「電子公告」を採用する旨の定款変更を行う必要がある。その上で、必要事項の登記も行わなければならない。

具体的な登記内容は改正商法では、「情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」とされている(改正商法 188)。

今回の改正商法施行規則では、「情報ノ提供ヲ受クル為必要ナル事項」を次のように定めている(改正商法施行規則 8 の 2 による同 8 の準用)。

自動公衆送信装置……のうち当該措置を執るための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であって、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるもの

これはつまり、コンピュータ(電子計算機)に入力することによって、目的のウェブサイト(ホームページ)に接続・閲覧することのできる "http://www……" といったアドレス(URL)を意味している⁶。

要するに、電子公告を行うためには、公告を行うためのホームページの「アドレス」の登記が求められるということである。

なお、改正商法施行規則では、アドレスを登記するに当たっては、決算公告のためのアドレスと、それ以外の公告のためのアドレスを別に登記することも認めるとしている(改正商法施行規則 8 の 2)。

これは、次の点を考慮して、決算公告のためのアドレスとそれ以外の公告のためのアドレスを別にすることを認める趣旨と思われる。

⁵ 弥永真生「コンメンタール商法施行規則〔改訂版〕」(商事法務、2004年)p.45。なお、従来の貸借対照表等の電子開示(いわゆる決算公告の電子化)の方法と同じ規定となっている。

⁶ 弥永真生「コンメンタール商法施行規則〔改訂版〕」(商事法務、2004年)p.42。なお、従来の貸借対照表等の電子開示(いわゆる決算公告の電子化)の方法と同じ規定となっている。

既存の「貸借対照表等の電子開示(いわゆる決算公告の電子化)」制度を活用している企業は、既に貸借対照表等を掲載したホームページのアドレスを有しており、その登記を行っている。電子公告制度の下では、決算公告かそれ以外の公告かによって、後述する調査機関による調査が必要か否かという違いがある。

2. 電子公告の調査機関

(1) 「調査機関」とは

電子公告は、インターネットのホームページ上に、公告すべき情報を一定期間掲載する方法で行われる。そのため、電子公告の公告内容や公告の有無について争いが生じたときに、必要な情報が、間違いなく掲載されていた、という事実を、事後的に立証することは難しい。

そこで、改正商法では、電子公告を行うに当たっては、決算公告を除き、第三者によるチェックを受けることを求めている(改正商法 457)。具体的には、公告内容が間違いなく不特定多数の者によってアクセス可能な状態にあったかどうかなどについてチェックが行われる。

その電子公告のチェックを行う第三者のことを「調査機関」という。そして、調査機関が行うチェックのことを「電子公告調査」という(同前)。

(2) 「調査機関」の登録手続

「電子公告調査」を行う「調査機関」は、法務大臣への登録が必要である(いわゆる登録制、改正商法 457、458)。

このときの登録申請手続は、今回公布された電子公告規則では、次のように定められている(電子公告規則 4)。

法務大臣への下記事項を記載した申請書の提出

- ・ (法人の場合) 商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の氏名
- ・ (個人の場合) その者の氏名、住所
- ・ 電子公告の業務を行うとする事業所の所在地

申請書と共に下記の添付書類を提出

- ・ 登記簿の謄本又はこれに準ずるもの
- ・ 申請者が欠格事項⁷に該当しないことを説明する書類
- ・ 電子公告調査に使用する電子計算機、プログラムが必要な要件⁸を充たしていることを説明す

⁷ 改正商法では、調査機関としての登録申請を行った者が、次の条件に該当する場合は、登録を受けることができないとしている(欠格事由、改正商法 459)。

次の法令に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(a) 商法の「調査機関」に関する規定(改正商法 457～475)

(b) 有限会社法等関係規定で準用される帳簿保存等に関する規定(改正商法 471)

(c) 前記(a)に基づく命令

調査機関としての登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

法人であって、その業務を行う役員の中に、前記 のいずれかに該当する者があるもの

⁸ 改正商法に定める調査機関の登録基準では、次の要件の全てに適合する電子計算機(入出力装置を含む)及びプログラムを用いて電子公告調査を行うことが求められている(改正商法 460 一イ～ハ)。

る書類

手数料納付（原則は、印紙を申請書に添付する。ただし、法務省オンライン申請システムで行う場合は、納付情報による現金納付が可能）

なお、既に登録を受けている調査機関が、登録の更新申請を行う場合も、同様の手続をとることとなる（電子公告規則 4 ）

3 . 調査機関による電子公告調査手続

(1) 電子公告調査の委託

実施する電子公告について、電子公告調査を受ける場合、会社は、事前に調査機関に対して電子公告調査の委託を行う必要がある。

電子公告規則では、電子公告調査の委託は、その電子公告調査について調査機関が法務大臣に報告を行わなければならない日の 2 営業日前までに行う必要があると定めている(電子公告規則 3)。

後述するように、調査機関は、その実施する電子公告調査について、公告開始日の 2 日前までに法務大臣に報告する必要がある（同 6）。従って、調査機関への電子公告調査委託は公告開始日の 4 日前までに行う必要がある、ということになる。

調査を委託する者は、次の事項を調査機関に示す必要がある（電子公告規則 3）。

調査を委託する法人の商号・名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の氏名
 登記されている公告を行うためのホームページの URL（登記アドレス）
 実際に公告が掲載されているホームページの URL（公告アドレス）
 公告期間
 公告しようとする内容である情報
 公告根拠条文

なお、前記「 公告しようとする内容である情報」は、調査機関が定める電磁的方法によって示す必要がある（同 3 ）。これは後述するように、調査機関はコンピュータの自動プログラムを用いて、実際にウェブサイト（ホームページ）に掲載されている情報が、本来の公告すべき内容と同一であることを確認する必要があるためと考えられる。

電子計算機及びプログラムが電子公告によって公告されている情報を、インターネットを利用して閲覧することができること。

次の事態を防ぐために必要な措置が講じられていること。

- ・ 電子計算機又はその用に供する電磁的記録の損壊
- ・ 電子計算機への虚偽の情報・不正な指令
- ・ その他、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせること

電子計算機及びプログラムが、その電子公告調査を行う期間を通じて、電子計算機に入力された情報・指令、インターネットを利用して提供を受けた情報を保存する機能を有していること。

(2) 電子公告調査を行うことができない場合

調査機関は、電子公告を行う会社から電子公告調査を行うことを求められた場合は、正当な理由がない限り、これに応じなければならない（改正商法 462 ）。

ただし、利益相反の観点から、調査機関は、次の者の電子公告について電子公告調査を行ってはならないとされている（改正商法 463 ）。

その調査機関自身

その調査機関の親会社

役職員（注）が、その調査機関の役員に占める割合が 1/2 を超える法人

役職員（注）のうちその調査機関（法人を除く）又はその調査機関の代表権を有する役員が含まれている法人

（注）過去 2 年間に役職員であった者を含む。

加えて、前記 ~ に該当する者やその役員が電子公告に関与した場合として法務省令に定める場合についても、利益相反が生じるおそれがあることから、調査機関は電子公告調査を行ってはならないとされている。

電子公告規則では、利益相反が生じるおそれがあるとして「法務省令に定める場合」を具体的に次のように定めている（電子公告規則 8）。

- a. 前記 ~ に該当する者又はその役員が、電子公告を行う者から、自己の使用するサーバを電子公告用のサーバ（公告サーバ）とすることを委託を受けた場合
- b. 前記 ~ に該当する者又はその役員が、電子公告を行う者と第三者との間の公告サーバ委託契約（ 1 ）締結の代理又は媒介を行った場合
- c. 前記 ~ に該当する者又はその役員が、公告サーバの賃貸人である場合（ a. を除く ）
- d. 前記 ~ に該当する者又はその役員が、電子公告を行う者の委託を受けて公告情報（ 2 ）を作成した場合

（ 1 ）電子公告を行う者が第三者の運営するサーバを公告サーバとすることを委託契約

（ 2 ）公告すべき内容の情報で電子媒体（電磁的情報）として示されるもの

(3) 法務大臣への報告

調査機関が電子公告調査を実施するに当たっては、法務大臣に報告を行うことが義務付けられている（改正商法 462 ）。

電子公告規則では、具体的な報告手続として、公告開始日の 2 日前までに法務省オンライン申請システムにより次の事項を報告することを求めている（電子公告規則 6 ）。

調査を委託する法人の商号・名称、本店又は主たる事務所の所在地

実際に公告が掲載されているホームページの URL（公告アドレス）

公告期間

公告根拠条文

(4) 電子公告調査方法

改正商法では、調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を実施しなければならない、と定められている（改正商法 462 ）。

「法務省令で定める方法」として電子公告規則が定める手順をまとめると次のページのようになる（電子公告規則 5 ）。

なお、コンピュータの故障その他の事由により、電子公告調査の作業のいずれかを行うことができない場合は、次の事項を記録することが求められる（同 ）。

作業不能の旨

日時

(5) 調査結果通知

調査機関は、電子公告調査が完了すれば、遅滞なく、調査委託者に対して、調査結果を通知する（改正商法 462 ）。

電子公告規則では、その具体的な通知手続について、書面又は電磁的記録（電子メールの送信、FD、光ディスクのいずれか）によって次の内容を通知することと定めている（電子公告規則 7）。

調査を委託する法人の商号・名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の氏名

登記されている公告を行うためのホームページの URL（登記アドレス）

実際に公告が掲載されているホームページの URL（公告アドレス）

公告期間

公告根拠条文

公告情報の内容（ ）

電子公告調査の結果、具体的には下記の事項

情報を受信した日時

入力した公告アドレス

受信情報と公告情報の同一性判定の結果及び判定の日時

（情報受信ができなかった場合）その旨、その日時、入力した公告アドレス

（登記アドレスから公告アドレスへのリンク確認をした場合）リンク確認の結果、その日時

（手動による調査・判定が行われた場合）作業を行った職員の氏名

（公告の中断があった場合）推計される公告の中断が生じた可能性のある時間の合計

（6 時間に 1 回の頻度での情報入手作業等ができなかった場合）その旨、時期、理由

（ ）電子公告の中断があったことに伴い、その旨や中断時間などについての追加公告が行われた場合は、その追加公告に関する情報も含む。

【電子公告調査の流れ】

電子公告を行うためのサーバ（公告サーバ）から情報を受信（情報入手作業）

公告期間中、6 時間に 1 回以上の頻度で行う。

登記アドレスから電子公告アドレスへのリンク確認

登記上のアドレスと実際の公告アドレスが異なる場合に、任意の時期に 1 回以上行う。
登記アドレスのページから公告アドレスのページまでのリンクの確認（無償、事前登録なしにアクセスできるか）

次の事項を記録

- ・ 調査結果
- ・ 日時
- ・ 手動で作業した場合は、作業を行った職員の氏名

公告サーバへのアクセス

調査委託者から示された電子公告のためのアドレス（公告アドレス）入力により、異なるプロバイダを経由して 3 回（1 回又は 2 回で情報を受信することができた場合には、その回数）情報の送信を要求する。

調査委託者から電子公告アドレス変更通知があり、変更後のアドレスが示された場合は、変更後のアドレスをコンピュータに入力する。

アクセス可

公告サーバからの情報受信

情報受信可

次の事項を記録

- ・ 日時
- ・ 受信情報
- ・ コンピュータに入力した公告アドレス

情報受信不可

次の事項を記録

- ・ その旨
- ・ 日時
- ・ コンピュータに入力した公告アドレス

アクセス不可

手動によるアクセス

職員が手動で、公告ホームページにアクセス
作業を行った職員の氏名を記録

受信情報と公告情報の同一性判定

受信情報と本来の公告すべき情報とを比較して、同一性を判定
次の事項を記録

- ・ 判定結果
- ・ 日時

判定結果が「同一性なし」又は「判定不能」の場合

手動による同一性判定

職員がコンピュータの画面に表示させた内容を閲読して判定
次の事項を記録

- ・ 判定結果
- ・ 日時
- ・ 作業を行った職員の氏名

（出所）電子公告に関する規則、法務省資料などを基に大和総研制度調査部作成

（注 1） はコンピュータの自動プログラムによって処理されるべきものであることを意味する。
なお、「登記アドレスから電子公告アドレスへのリンク確認」については、コンピュータによる処理・手動による処理のいずれでも可能であることが想定されている模様である。

（注 2）各種の記録手続は、原則として、電磁的記録として記録することが求められている。

（注 3）電子公告の中断があったことに伴い、その旨や中断時間などについての追加公告が行われた場合、「受信情報と公告情報の同一性判定」及び「手動による同一性判定」は、その追加公告に関する情報も含めて行う（電子公告規則 5）。

なお、調査を委託した法人が、登記申請の添付資料として利用できる方式での調査結果通知を求めた場合は、調査機関はその方式での提供を行う必要がある（同 7 ）。これは、調査機関による調査結果通知が登記申請の際の添付資料となることから設けられた規定である。

4 . 調査機関に関するその他の細則

(1) 「業務規程」の制定等

調査機関は、電子公告調査の業務に関する規程（業務規程）を定め、法務大臣に届け出る必要がある（改正商法 465 ）。

電子公告規則では、業務規程に定めなければならない事項を次のように定めている（電子公告規則 9）。

<p>電子公告調査の求めの受付時間及び休日に関する事項</p> <p>電子公告調査を求める方法に関する事項</p> <p>電子公告調査の業務を行う事業所に関する事項</p> <p>電子公告調査の料金に関する事項</p> <p>（電子公告調査の委託者等による）調査機関の財務諸表・帳簿等閲覧の費用に関する事項</p> <p>電子公告調査の実施方法に関する事項</p> <p>電子公告調査に使用する電子計算機その他の設備の維持管理に関する事項</p> <p>（電子公告調査の）調査結果通知に関する事項</p> <p>帳簿等の管理・保存に関する事項</p> <p>その他電子公告調査の業務の実施に関し必要な事項</p>
--

(2) 帳簿等の作成・保存

調査機関は、電子公告調査に関する帳簿等⁹を作成し、保存しなければならない（改正商法 471 ）。

電子公告規則では、帳簿等の記載事項を具体的に次のように定めている（電子公告規則 12 ）。なお、これらの事項の記載・記録は、電子公告調査の求めごとに行わなければならない（同 12 ）。

<p>調査を委託する法人の商号・名称、本店又は主たる事務所の所在地、代表者の氏名</p> <p>登記されている公告を行うためのホームページの URL（登記アドレス）</p> <p>実際に公告が掲載されているホームページの URL（公告アドレス）</p> <p>公告期間</p> <p>公告しようとする内容である情報</p>

⁹ 「帳簿等」とは、帳簿又は帳簿に準ずるものとして認められる磁気ディスク等の記録媒体（光ディスクなども含む）をいう（改正商法 471 、電子公告規則 12 ）。

公告根拠条文

電子公告調査を求められた年月日

電子公告調査を行った事業所の所在地

電子公告調査に関わった職員の氏名

電子公告調査を行った際に記録した事項

コンピュータの故障その他の事由により、電子公告調査の作業のいずれかを行うことができなかったことに関して記録した事項

これらの事項の記録を行った帳簿等の保存期間は、各電子公告調査ごとに公告期間の満了から10年間とされている（同12）。

(3)業務の休廃止の届出

調査機関が、電子公告調査業務の全部又は一部を休廃止する場合は、予め法務大臣に届け出る必要がある（改正商法466）。

電子公告規則では、具体的な届出事項を次のように定めている（電子公告規則10）。

休廃止しようとする業務の範囲

休廃止しようとする年月日（休止の場合はその期間も）

休廃止の理由

なお、電子公告調査業務の全部を廃止する場合は、他の調査機関への帳簿等の引継ぎをしたことを証する書類を届出書に添付する必要がある（同10）。

5.債権者保護手続の公告事項

会社分割（商374/4、374/20）、合併（商412）の債権者保護手続においては、債権者に対して、次の事項の公告等を行うことが求められている。

異議があれば、一定期間内に申し立てるべき旨

最終の貸借対照表に関する事項にして法務省令に定めるもの

また、資本減少（商376）、法定準備金減少（商289）の債権者保護手続においても、債権者に対して、次の事項の公告等を行うことが求められている。

異議があれば、一定期間内に申し立てるべき旨

減少する資本・法定準備金の金額

株主への払戻しなどに充てる金額等

最終の貸借対照表に関する事項にして法務省令に定めるもの

電子公告制度の導入に伴い、公告事項のうちの「最終の貸借対照表に関する事項にして法務省令に定めるもの」の内容が次のように改正される（改正商法施行規則 198）。

現行	改正後
<p>【決算公告を行っている場合】 (官報公告)官報の日付、その公告が掲載されている頁 (日刊新聞紙公告)日刊新聞紙の名称、日付、その公告が掲載されている頁 <u>(新設)</u></p> <p>【貸借対照表等の電子開示の場合】 貸借対照表等の開示を行っているウェブ(ホームページ)のアドレス</p>	<p>【決算公告を行っている場合】 (官報公告)同左 (日刊新聞紙公告)同左</p> <p><u>(電子公告)電子公告を行っているウェブ(ホームページ)のアドレス</u></p> <p>【貸借対照表等の電子開示の場合】 同左</p>

6 . 施行日

電子公告規則及び電子公告に関連する商法施行規則の改正は、「電子公告」制度導入の改正商法の施行日と合わせて **2005年2月1日** に施行される（電子公告規則附則、商法施行規則改正附則 1）。